

いのき



哲学堂 鬼神窟（中野区指定文化財）：大正2～4年（1913～15）に建てられた接待・休憩を目的とした建物で、大正時代の住宅建築の様式を取り入れたものです。

建物は人間文化の凝縮

名誉館長 三隅治雄

中野の都市景観も戦後60年を過ぎたいま、大きな変貌を遂げました。街からみどりが消え、木造家屋に替わる大小のビルやマンションが林立して、旧称中野町・野方町の「野」はいずこへ？の感を深くします。しかし、区内を散策すると、人の代は替わっても戦前の風趣を残す建物が各所に見られ、その中には、かつての建築美を、装飾の剥落や屋根・壁などの破損・腐朽で損ねながら、なお、建てた人、住まつた人、使つた人たちの心と行動の軌跡を建物に刻み込んで、中野区の文化史の一端を顕示してくれるものがあります。古くなれば改築といいますが、建物には人間の生活文化が凝縮しています。哲学堂公園内の建物や民家など、老化が懸念の近代建造物に注目して、調査を心掛けるわれわれです。

文化財よもやま話

クルリ（麦打ち）棒 求む

お前さんとなアらば どーこまでも
アーオコラ オコラ
親を捨て この世が闇になるとも
アードコイ ドコイ
十七、八の麦打ちはー
アーオコラ オコラ
くるり棒が折れるか のげが折れるか
アードコイ ドコイ
大山さ先に 雲がでた
アーオコラ オコラ
あの雲が かかるば雨か嵐かー
アードコイ ドコイ

中野では、かつて麦を脱穀する際にクルリ棒を使っていました。この作業を棒打ち、麦棒打ちなどとも呼んでいました。棒打ちは、6月末頃から7月にかけて行われました。庭に麦が広げられ、近所の人たちが手伝いにやってきました。クルリ棒を使って、麦を打ち、麦の穂のノゲを折り、一粒ずつの粒にします。クルリ棒は、麦以外にも陸稻、粟、稗、黍、蕎麦、大豆など様々な穀物の脱穀を行うのに使用されます。柄を持って振り上げると、先端につけた棒が回転し、麦などの対象物を強打し、脱穀します。



冒頭にあげた唄は、このクルリ棒を使って、麦の脱穀を行なう際に唄われたものです。クルリ棒は、中野では昭和初期頃まで使われていたようです。

当館では、このクルリ棒を使って体験学習を行ないたいと考えております。クルリ棒をお持ちの方、情報を寄せいただけないでしょうか。

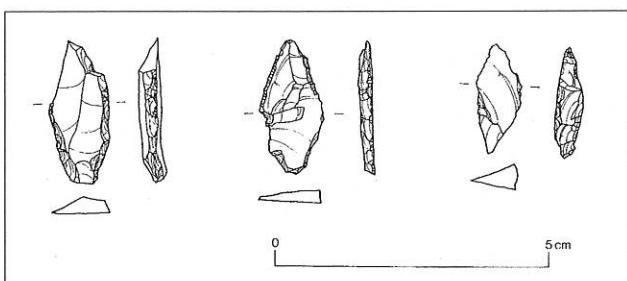
クルリ棒の作り方、使い方についても情報をお寄せいただければ幸いです。よろしくお願ひします。

大地に眠る歴史

中野区の遺跡（2）

前号で旧石器時代の遺跡として都立富士高校の校庭にある富士見台遺跡を紹介しましたが、神田川流域ではこの他に、東中野小学校校庭の工事の際にも関東ローム層の中から加工された黒曜石が発見されており、人が住んでいたことが分かっています。黒曜石とは、黒いガラスのような光沢をもった、割ると鋭利な刃物のようになる石材で、旧石器時代から縄文時代までの石器の材料に用いられたものです。伊豆半島や伊豆七島、長野県の和田峠など、産地が限られているため、これらの地方以外でこの石が発見されるということは人が運んできたことを示しています。

それでは中野区の北部、妙正寺川流域ではどんな様子でしょうか。ここでは江古田の森にある江古田遺跡で約28,000年前の地層から黒曜石の石器が発見されています。



新井三丁目遺跡出土のナイフ形石器
(旧石器時代末期のもので小型が特徴)

また、東京都下水道局施設のところの新井三丁目遺跡では、約12,000年前のローム層の中から石器とそれを作製した時に出る石材のくず（チップ）のまとまりが3ヶ所確認されています。キャンプをしながら石器作りをしていた有様が彷彿とします。この中からは当時の万能石器であるナイフ形石器が11点検出されています。これらのナイフはチャートと呼ばれる石材で作られています。

チャートは石英の一種で光沢はありませんが、薄く割れて刃部が作り出しやすいため黒曜石と並んで石器の材料に盛んに用いられたものです。この近くでは荒川や多摩川の川原石の中に含まれていますので、そこが供給源と考えられています。

平成18年度中野区指定文化財

やまさき け きゅうぞう ゆうてんじかんけいしりょう
「山崎家旧蔵祐天寺関係資料（書跡3点）」

（中野区指定文化財・登録指定第116号）について

中野区文化財保護審議会委員
東京学芸大学教授 大石 学

1 審議・調査の経緯

平成18年度登録・指定文化財について、中野区教育委員会は、区文化財保護審議会の審議検討をへて、中野区立歴史民俗資料館所蔵資料の中から1件を指定文化財としました。

文化財保護審議委員の1人として、審議検討にかかわった過程で、調査し明らかになったことを、区民の皆様にご報告したいと思います。

平成17年3月5日に開催された平成16年度第2回文化財保護審議委員会において、山崎家旧蔵祐天寺関係資料（書跡3点）が、他の資料とともに中野区指定文化財の候補にあがりました。

文化財保護審議会は、歴史民俗資料館とともに、これらの調査を開始しました。平成18年1月11日には、東京国立博物館研究員の丸山猶計氏に御来館いただき、歴史民俗資料館学芸主査の比田井克仁氏と筆者の3名で調査を行いました。この結果、資料3点はいずれも書跡で、印刷物ではないことが確認されました。

その後、1月27日には、比田井氏と筆者が目黒区中目黒の祐天寺研究室を訪問しました。資料3点を持参し、研究室の伊藤丈夫主任研究員と瀧田博美研究員の協力を得て調査を行いました。この結果、3点とも自筆で、貴重な資料であることが判明しました。

これらの調査結果をもとに、平成18年2月25日に開催された平成17年度第2回文化財保護審議会において審議を行った結果、指定文

化財にふさわしいと判断され、中野区教育委員会に答申することになりました。

その後、12月15日に教育委員会において中野区登録指定文化財第116号に決定されました。以下、この祐天寺関係資料について解説したいと思います。

2 江古田村山崎家と中目黒村祐天寺

武藏国多摩郡江古田村（中野区）の山崎家は、寛延元年（1748）から3年（1750）頃に、初代喜兵衛が本家から独立し、農業のかたわら質屋を営業したことに始まります。安永5年（1776）には醤油醸造を始め、中野村（中野区）や千駄木（文京区）に支店を出しました。

徳川御三卿の清水家家臣であった村尾正靖（嘉陵）が著した『江戸近郊道しるべ』（平凡社東洋文庫、『嘉陵紀行』ともいいます）には、文政5年（1822）のこととして「猶、田中の道を行はてゝ、少しのぼる所に、くろがねもて、たゝみつくれる様なる、大おほきなる庫三四見ゆ、山崎喜兵衛といふ醤油作りあきなふ者の家也けり」（田の中の道が終わり、坂を少し上ると、鉄で造ったような大きな蔵が三、四見えた。山崎喜兵衛という醤油作りをする家である）と記されているように江戸周辺の有力な商家に成長しました。

こうした経済力を背景に、3代目喜兵衛のときに江古田村丸山組の名主に就任し、幕末

維新期まで名主役を世襲しました（東京都中野区役所編纂・発行『中野区史・上巻』1943年、中野区教育委員会編集・発行『山崎家資料図録』1989年）。

一方、祐天寺は武蔵国荏原郡中目黒村（目黒区）にあり、徳川將軍家菩提所の浄土宗寺院増上寺（港区）の末寺です。山号は明顕山、開山は増上寺第36世の祐天です。祐天は、下総国生実大巖寺（千葉市中央区）、小石川（文京区）の伝通院、増上寺の住職を歴任しました。正徳4年（1714）には増上寺を隠退し、名号（南無阿弥陀仏）の書写と念佛の日々を送りました。その後、弟子祐海に常念佛堂の建立を遺言し、享保3年（1718）7月15日82歳で入寂しました。

祐海は、師の意志を実現しようと、寺社奉行や8代將軍吉宗に出願し、同年10月下旬目黒村（目黒区）の善久院の古跡400坪の地において、寺院の建立を認められました。大奥の天英院（6代將軍家宣の正室）らが、祐海の寺院整備を助け、享保4年、本堂、庫裡などが竣工しました。同7年には、月光院（將軍家宣の側室）の願いにより、明顕山祐天寺の山号と寺号が与えられ、祐海は祐天寺第2世となりました。

その後、祐天寺は享保14年4月までに中目黒村（目黒区）6253坪、下目黒村（同）1930坪、計8183坪を与えられて境内とし、延享元年（1744）にはこのうち2000坪を拝領地（無年貢地）としました（『大日本地誌大系8・新編武蔵風土記稿』第2巻、1981年、東京都立大学学術研究会編『目黒区史』東京都目黒区発行、1961年、祐天寺研究室編集『祐天寺年表2・祐天寺の起立』宗教法人祐天寺発行、2000年、祐天寺研究室・伊藤丈夫編『祐天寺史資料集・第1巻・上下』祐天寺発行、2002年、祐天寺研究室編『祐天寺年表3・祐天寺の中興』2004年、同『寺宝で綴る祐天上人と祐天寺』2005年）。

山崎家旧蔵祐天寺関係資料に関する祐天寺の住職をまとめると以下のようになります。

開山祐天〔生没寛永14・1637～享保3・1718〕
－2世祐海〔在住享保3～延享3・1746〕－
5世再住祐海〔同宝暦3・1753～宝暦10〕－
9世祐東〔同享和3・1803～文政12・1829〕

3 祐天寺関係資料について

前述のように、山崎家旧蔵の祐天寺関係資料は3点です。以下、山崎家が入手した順に見ていきたいと思います（資料の実態と読み方は5、6頁を参照のこと）。

(1)「祐海上人六字名号」は2世と5世を重任した祐海の書跡です。祐海は宝暦3年（1753）から9年間、5世として任じていることから、この名号は宝暦3年から9年までの成立と考えられます。

この資料に関連して、山崎家文書には次のような記録があります。

（包紙）

「　　祐天寺二世
香誉上人祐海様御筆

御 名 号　　」

右者昨六日祐天寺九世祐東上人様被内入候節御手書□□して被下候処也、偏に三宝を尊信し奉り、古親睦敷繁栄長久の基なりとそ子孫に至て尤大切に可仕候、仍而如件

文化十四丑年　　山崎喜兵衛
二月七日　　山崎喜右衛門

（「祐天上人六字名号由来書」多摩文化史研究会編『山崎家文書4－武蔵国多摩郡江古田村一』中野区教育委員会、1995年）

ここには、文化14年（1817）2月6日、9世を退いた祐東が、祐海の書を山崎喜兵衛と山崎喜右衛門に与えたことが記されています。喜兵衛らは、この名号を繁栄長久のもととし

て、子孫にいたるまで大切にすることを記しています。

(2)「祐天上人六字名号」は、先の(1)「祐海上人六字名号」の約2か月後に、山崎家に与えられた祐天の六字名号です。

表書によれば、この資料は祐天が82歳のときの作です。また裏貼紙によれば、当時48歳であった9世祐東が、祐天の真筆であることを証明しています。さらに祐東は、これが祐天の百回忌にさして与えられた所福（書幅）の1つであると記しています。そして、この時の表具切れは、祐天が常用していた水引（金襴などの幕）の戸帳（飾り）であったとも記しています。

『祐天寺年表3・祐天寺の中興』によれば、文化14年の祐天100回忌（祐天寺起立100年）には、信者たちが廟所石垣を建立しています。

(3)「祐東上人六字名号」は、裏貼紙によれば、9世祐東が文政3年（1820）に山崎家を訪れ、同家においてこの名号を揮毫したことがわかります。

4 山崎家と祐天寺の関係

山崎家旧蔵の祐天寺関係資料3点の概要を見てきました。山崎家文書の中には、山崎家と祐天寺の関係を示す資料として、祐天寺の由緒を記した「目黒祐天寺御由緒之写」（『山崎家文書4』）があります。

また、山崎家では文化14年5月に4代喜兵衛の妻ゑんが亡くなったさい、6月20日に、

「一金壱両壹分、目黒祐天寺回向料」と、祐天寺に回向料を納めています。翌文化15年2月17日にゑんの一周年忌の法事が行われたさいには、祐東に志を渡しています。さらに、天保2年（1831）11月4日には、3代喜兵衛の妻いくの葬儀費用として、「一金壱朱、ゆうてん寺の所化へ心さし、一金壱朱、ゆうてん寺の所化へ心さし、一壱分（両か）、ゆうてん寺へゑこう料」と、祐天寺に計1両2朱を

納めています（多摩文化史研究会編『山崎家文書1－武藏国多摩郡江古田村－』中野区教育委員会発行、1992年）。

山崎家は、江古田村の真言宗東福寺の檀家でしたが、仏事を通じて祐天寺とも関わりをもつたのです。(3)によれば、9世祐東が山崎家を訪れていたことも知られます。こうした山崎家と祐天寺の関係をもとに、祐天寺関係資料が山崎家に伝えられたと思われます。

祐天寺研究室によると、(3)祐東上人の自筆はきわめて少なく、(1)祐海の自筆資料もそれほど多くは残されていないことです。

以上、山崎家旧蔵の祐天寺関係資料3点は、江戸時代の中野区の生活を知るうえできわめて貴重な資料であり、指定文化財として後世に伝えるべきものといえます。

(1) 祐海上人六字名号

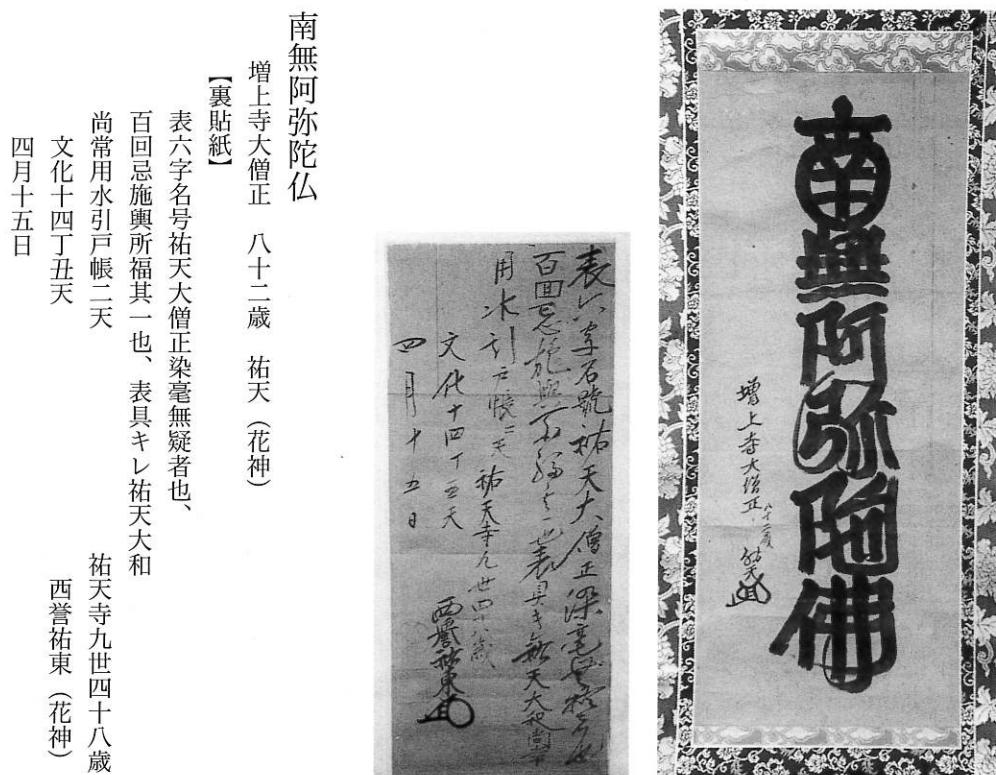
1幅 紙本 軸装

135×27cm

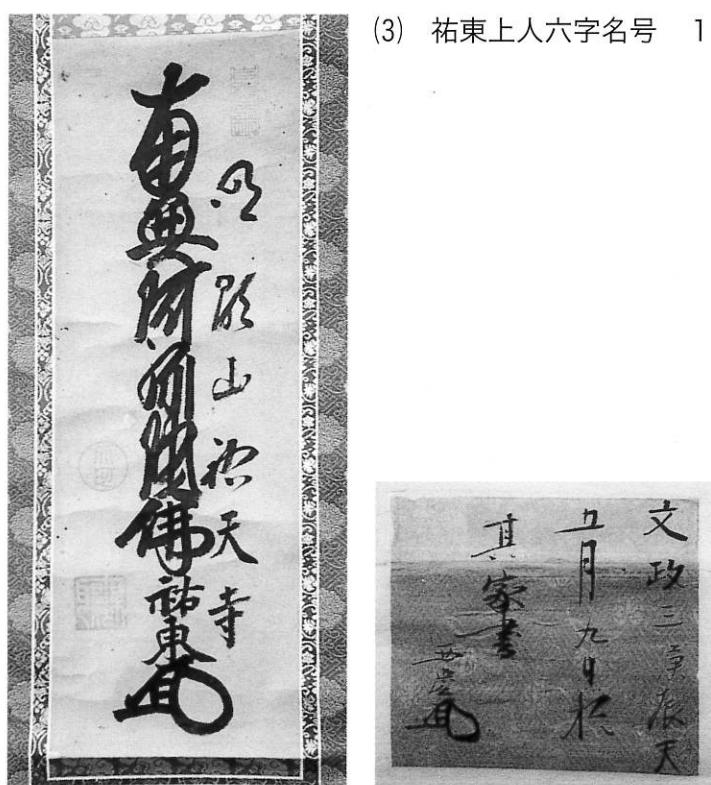


明顯山祐天寺二世起立再任香譽上人
南無阿彌陀佛 祐海(花神)

(2) 祐海上人六字名号 1幅 紙本 軸装 44×18cm



(3) 祐東上人六字名号 1幅 紙本 軸装 43×15cm



古文書フアリ

視点を変えれば 解釈変わる

ある旧家の資料を調査する機会がありました。こうした折、一般的に所蔵者が第三者に見せるのを最も警戒し、かつ存在の意味を誤解している可能性が高いのはどういった内容のものでしょう？

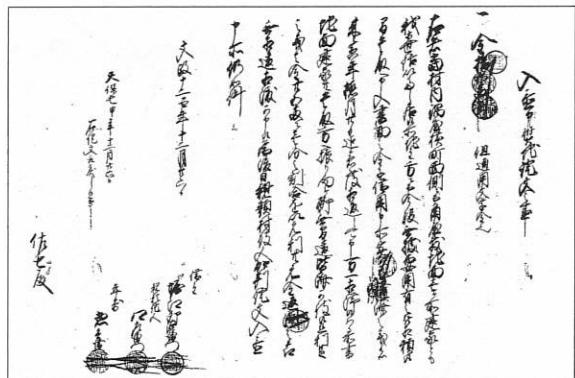
通常は家経営関連、特に借用証文です。その理由としては「借金の形に先祖が土地を集めた証拠がでてしまうと近所づきあいがしづらくなる」という警戒、あるいは「先祖の借金証文が残っているのは踏み倒した結果か」という誤解などです。

確かに抵当流れで土地が集中していったのは間違いないありません。しかし近世の行政側が求めたのは村総体としての安定と生産力向上なので、いくら村の有力者でも強引な土地集積をして共同体を崩壊させることはできず、自分の家さえ安泰なら良しというわけにはいきませんでした。つまり有力者は零細経営者からみれば非常時に借金を申し込める頼みの綱という側面もあったため、土地の

集積は周囲から頼りにされた結果ともいえます。

また当時は債務完了の証として貸主から借主へ契約書類が返されましたから、先祖の借用証文がそのまま残っているのは踏み倒しなどではなく、精算済みであることを証明します。そして借財に際しては現在と同じく返済の保証と信用が不可欠でしたので、借用の事実そのものが貸主から信用され信頼関係があったことを物語ります。

皆様の身近にも、こうした警戒や誤解の対象が秘蔵されていませんか？



▲これは中野村名主の質地証文（＝借用証文）。印影の抹消は返済が完了していることを表す。

中野往来

中野区中央一丁目辺りのこと

山手通りの東側、青梅街道と大久保通りに囲まれた中央一丁目は、かつて小淀町と呼ばれていました。この町名は、神田川に架かる淀橋の近くの用水堀にかけた、小さな橋を「小淀橋」とよんでいたところからきたようです。このあたりはもともと高台で、昔は、天狗山または小淀山と呼ばっていました。「古松老杉、うつそうとして、昼尚暗く、里人、天狗が棲むとなし、通行するもの稀なりし」といった趣だったようです。

そんな天狗山に、江戸で知らぬものがいないといわれた御用商人、伊勢八こと加太八兵衛（五代目）が別荘として成趣園を建てました。面積は約37000m²で、五代目八兵衛が、自ら荒れ地を切り開き、神田川の水を引き入れ、池を作ったりしました。そして、ここでは、周りの景観と一緒に楽しみ、心身ともに休息し、銳気を養ったと伝えられています。天保11年に七代目の誠之は、兄弟子

孫が先人の恩恵を忘れないようにしてほしいと、学問の師匠である儒学者安積良斎に頼み一文を書いてもらい、それを石碑に刻んでいます。

明治維新による幕府滅亡の影響は大きく、さらに明治3年に誠之が亡くなるとまもなく、成趣園は、山岡鉄舟（高歩）の所有となりました。鉄舟は、明治天皇に侍従として仕えた、幕末から明治にかけての剣客で、成趣園の一角に禅道修業の道場を建てました。その後、鉄舟が住まいを四谷に移した明治19年に成趣園を伏見宮家に献上しました。伏見宮家では、邦芳王殿下の御殿と定められ、その際、庭園や建物に手を加え、成趣園の様子は、すっかり変わってしまったということです。

時は流れ、現在この辺りは、静かな住宅地となっています。鉄舟の持仏聖観世音像を本尊とし、昭和18年に開かれた、臨濟宗の寺院高歩院があり、近くを流れる神田川に架かる橋に伏見橋という名前が残されています。

事業報告

各種事業経過

2006年10月～2007年3月

事業名	内 容	期 間
企画展	「東京再発見—江戸名所図会から—」 「おひなさま展」	10/3～11/30 2/3～3/4
所蔵名品展	「旧家の佳品」 「堀江家の名画」(区登録文化財)	10/7～11/23 2/1～3/31
年中行事展	「西の市」 「お正月」	11/1～30 12/9～1/14
古文書講座	講師：大友一雄氏（国文学研究資料館教授）	10/14・21・28
体験講座	「伝統芸能〔能〕を知ろう」講師：川口浩平氏（観世流能楽師）	11/18・25
公開事業	秋季「山崎家茶室書院公開」 冬季「山崎家茶室書院公開」	10・11月の土日祝 2・3月の土日祝
埋蔵文化財対応	中野三丁目24番民有地試掘調査 江原町一丁目21番民有地試掘調査 上高田五丁目13番民有地立会調査 弥生町四丁目1番民有地立会調査 江古田三丁目14番民有地試掘調査 沼袋四丁目1番民有地立会調査 本町五丁目23番民有地試掘調査（国庫補助金対象事業） 鷺宮四丁目20番民有地試掘調査 松が丘一丁目10番民有地立会調査 沼袋二丁目27番民有地試掘調査（国庫補助金対象事業） 新井三丁目37番区有地試掘調査（国庫補助金対象事業） 弥生町六丁目2番〔広町住宅内〕試掘調査（国庫補助金対象事業）	9/27 10/5 10/17 10/18 11/7 11/30 12/2 12/7 1/26 2/2 2/16 3/14・15
その他	昭和なつメロ鑑賞会 講演会 講師：八児雄三郎氏 小学校3・4学年総合学習見学10校	12/7・3/10 10月～2007年2月

寄贈資料一覧

2005年7月～2006年5月

敬称略受入順

資料名	点数	氏名
朝日新聞（1962年）	一括	竹内貞子
軍事教練書等	21	田中美紀子
井上円了掛け軸	1	伊与田美知子
水筒・学生カバン	3	笛川克巳
木工道具ほか	一括	町田徹
尋常小学校教科書等	一式	荒巻希代
雛人形・5月人形	2組	大久保巨満子
絵葉書・写真	383点	井田一郎
麻製カバン・コート	6	武中俊次郎
雛人形	2組	東光寺
武州御嶽山代参日記ほか	一括	大野市郎
富士講・御嶽講資料ほか	一括	鈴木駿之介
5月人形	一式	川船紀子

◎貴重な資料をありがとうございました。厚く御礼申し上げます。

入館状況

2006年10月～2007年2月（延べ117日間）（人）

一般	団体	学校教育	合計
10,280	15	539	10,834

発行年月日 2007年4月1日

編集・発行  山崎記念
中野区立歴史民俗資料館

〒165-0022 東京都中野区江古田4-3-4
☎ 03(3319)9221 FAX 03(3319)9119